

第12期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月19日(金曜日)
午前10時(配信開始時刻：午前9時30分)

開催
方法

場所の定めのない株主総会
(バーチャルオンリー株主総会)

議決権行使書提出期限

2026年6月18日(木曜日)午後5時00分まで

Power of Equity

IR Japan



目次

第12期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	11
<会社提案(第1号議案から第2号議案まで)>	
第1号議案 剰余金の処分の件	11
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)2名選任の件	13
<株主提案(第3号議案から第4号議案まで)>	
第3号議案 自己株式の取得に関する件	19
第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する 定款変更の件	22
事業報告	24
連結計算書類	46
計算書類	49
監査報告書	52

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

証券コード：6035

(証券コード 6035)
2026年5月29日
(電子提供措置の開始日2026年5月26日)

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.irjapan.jp/ir_info/release/notice.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄名(会社名)」に「アイ・アールジャパンホールディングス」または「コード」に「6035」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、本株主総会は、法令および当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」といいます。）といたします。そのため、株主様が実際にご来場いただける会場はございませんので当社指定のウェブサイトを通じてご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、操作方法等につきましては本招集ご通知6頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

また、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合であっても、通信障害等に備え、インターネット又は書面によって事前に議決権を行使することができますので、本アクセス通知および電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日（木曜日）午後5時（当社営業時間終了の時）までに議決権の行使をお願い申し上げます。



[郵送による事前の議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細につきましては本招集ご通知５頁「インターネットによる事前の議決権行使のご案内」をご参照ください。）

敬具

記

１．日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時

※配信開始時刻 午前9時30分

※通信障害等の発生により、本株主総会を上記日時に開催することが困難となった場合には、予備日である2026年6月20日（土曜日）午前10時より開催いたします。

２．開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）

本株主総会はインターネット上のみでの開催となります。

詳細は、本招集ご通知６頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

３．目的事項

報告事項

- １．第12期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- ２．第12期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第２号議案まで）〉

第１号議案 剰余金の処分の件

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

〈株主提案（第３号議案から第４号議案まで）〉

第３号議案 自己株式の取得に関する件

第４号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

4. 事前の議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書の郵送による事前の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成の意思表示、株主提案については反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 郵送により複数回、事前に議決権行使された場合は、当社へ最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 郵送とインターネットにより議決権を重複して事前に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットにより複数回事前に議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
1. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 2. 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の議長一任決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、2026年6月20日（土曜日）午前10時より、本株主総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ホームページでお知らせいたしますので、本招集ご通知6頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従って本株主総会の延会または継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主様の通信環境等の影響により、配信映像や音声が乱れ、または一時中断されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害等によって本株主総会にご出席をされた株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。
 4. 代理人によるご出席を希望される株主様は、法令および当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。お手続き方法等の詳細に関しましては、本招集ご通知6頁以降の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。
 5. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制および方針」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
 6. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載いたします。
 7. 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
 8. 本総会の映像・音声の録画、録音、第三者への提供等につきましては固くお断りいたします。

事前の議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により事前に行使いただくことができます。また、バーチャルオンリー株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、当日の通信障害の発生等に鑑み、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で、バーチャルオンリー株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。



1 郵送で事前に議決権行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2026年6月18日（木曜日）
午後5時到着分まで**



2 インターネットで事前に議決権行使される場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

行使期限

**2026年6月18日（木曜日）
午後5時受付分まで**

詳細は次ページを
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 郵送とインターネットによる議決権を重複して事前に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回事前に議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご留意事項

- ・ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ・ 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・ 議決権行使ウェブサイトは、フィーチャーフォン等一部の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

インターネットによる事前の議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォンをご利用の方

- 同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、簡単に議決権を行使いただくことができます。



- 以降は画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

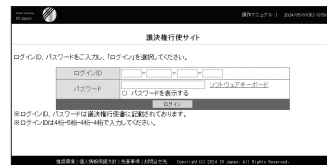
一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

パソコンをご利用の方

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.net-vote.com/>



- 同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。



ログインIDおよびパスワードのお取り扱いについて

- 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」および「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

インターネットによる事前の議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・オールジャパン証券代行業務部

専用
ダイヤル



0120-975-960

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

(ご参考) 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上でのみ開催する場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」の形式にて開催いたします。

本株主総会では、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。議決権を行使される株主様におかれましては、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただくか、以下のご案内をご参照いただき、総会当日に当社指定の専用サイトを通じてご出席の上で議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 配信日時

開催日時：2026年6月19日（金曜日）午前10時（配信開始：午前9時30分）

※通信障害等の発生により本株主総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日である2026年6月20日（土曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合には当社ウェブサイトよりお知らせいたします。

※当社ウェブサイト：https://www.irjapan.jp/ir_info/release/notice.html

2. 操作方法

（1）ログイン方法

①以下のURLをブラウザにご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、専用サイトにアクセスしてください。

専用サイト：<https://web.sharely.app/login/irjapan-12>



②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号」、「株主様の郵便番号」を画面に従って入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

（2）当日の質問の方法

ログイン後、視聴画面下部の「質問」ボタンより、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力いただき、ご送信ください。なお、1問あたりの文字数は200文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

また、質問受付時間は、議長の開会宣言から議案説明終了時までとさせていただきます。

※進行上の都合やご質問内容により、株主様からの全ての質問にお答えできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ご質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問内容が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合等円滑な株主総会の運営が妨げられるおそれがあると議長が判断した場合には、議長の判断により質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。

※本株主総会において、同一または類似の質問を繰り返し送信したり、不適切な内容を含む質問等を繰り返し送信する等、議事の進行やシステムの安定的な運営に支障があると議長が判断した場合は、当該株主様との通信を強制的に途絶させていただきます。

(3) 議決権行使の方法

ログイン後、視聴画面下部の「決議」ボタンより、各議案を選択し、「賛成」、「反対」のいずれかの賛否をご入力いただき、ご送信ください。なお、第2号議案の賛否については一部の候補者につき異なる議決権行使が可能です。必ずすべての議案につき賛否をご選択ください。

また、議決権の行使可能時間は、議長の開会宣言から質疑応答終了時までとさせていただきます。

※議決権行使は締め切られるまで再行使が可能となっておりますが、最後に行使したものが最終行使として集計されますのでご注意ください。

※議決権行使書用紙またはインターネットによる事前の議決権行使と、専用サイトを利用しての議決権行使が重複してなされた場合の優先順位は、専用サイトを利用して行った議決権行使が優先されますが、専用サイトを利用して議決権行使がなされなかった場合には、議決権行使書用紙またはインターネットによる事前の議決権行使の効力はそのまま維持されます。なお、専用サイトにログインされたものの、議決権行使書用紙またはインターネットによる事前の議決権行使、専用サイトを利用した議決権行使のいずれもなされなかった場合には、議決権の行使を棄権したものとみなします。

(4) 動議の提出方法

ログイン後、視聴画面の下部の「動議」ボタンより、動議の種類を選択し、動議内容をご入力いただき、ご送信ください。なお、文字数は200文字までとさせていただきます。

※「質問」ボタンから送信された内容は、動議として取り扱いませのであらかじめご了承ください。

3. 代理出席の取り扱いについて

代理人による本株主総会出席を希望される株主様は、法令および当社定款第16条第1項の定めに基づき、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権行使を行うことができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立ち2026年6月18日（木曜日）午後5時（必着）までに代理権を証明する書面として必要書類を当社宛てにご郵送ください。

【必要書類】

- ・委任状（委任される株主様のご署名又は押印のあるもの）
- ・委任される株主様の本人確認書類又は議決権行使書のコピー
- ・代理出席される株主様の本人確認書類又は議決権行使書のコピー

【送付先】

〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス株主総会事務局 宛

4. 通信障害対策方針

通信障害等の不測の事態により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合に備え、「障害時における本株主総会の延期又は続行の決定」を議長に一任する決議を本株主総会の冒頭に行います。

当該決議に基づき、議長が「延期または続行の決定」を行った場合には、予備日である2026年6月20日（土曜日）午前10時より、本株主総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は、改めて当社ウェブサイトよりお知らせいたします。

※当社ウェブサイト：https://www.irjapan.jp/ir_info/release/notice.html

5. 株主利益確保配慮方針

インターネットの使用に支障のある株主様に対しては、郵送による事前の議決権行使を推奨する旨を、アクセス通知に記載し通知いたします。

6. お問い合わせ先

【株主総会当日のバーチャルオンリー株主総会専用サイトに関するお問い合わせ】

Sharely（シェアリー）株式会社

03-6683-7661（株主総会当日の午前9時から株主総会終了まで）

【株主総会全般に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス株主総会事務局

03-3519-6750

※回線環境の都合上、お電話がつながりにくかったり、ご回答にお時間をいただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

【注意事項】

1. バーチャルオンリー株主総会への出席に必要な通信機器類および通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。
2. 視聴される株主様の通信環境の影響によるライブ配信の映像・音声の乱れおよび一時中断などの通信障害ならびに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。安定した通信環境を維持するため、以下の環境でのご利用を推奨いたします。株主様ご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネットの通信環境等を原因として、接続不良・遅延・音声のトラブル等出席に支障が生じた場合、当社におきましては何ら責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【パソコン】

	Windows	Mac
OS	Windows 10, Windows11	macOS 最新版
ブラウザ	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版	Google Chrome 最新版 Safari 最新版

【スマートフォン】

	Windows	Mac
OS	Windows 10, Windows11	macOS 最新版
ブラウザ	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版	Google Chrome 最新版 Safari 最新版

※ブラウザのJavaScriptおよびCookie機能は有効にしてください。各ブラウザは、最新のアップデートが適用されていることを前提にしています。

※Microsoft Edgeにおいて、Internet Explorerモードでのご利用はできません。

3. 本株主総会の映像や音声データ等の録画、録音、保存およびSNSでの投稿や第三者への提供は禁止いたします。また、ログイン方法やログインに必要な項目を第三者に伝えることも禁止します。
4. 本株主総会に対応している言語は、日本語のみとなります。
5. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下のFAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第2号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき15円00銭
配当総額 金266,450,640円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月22日

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、連結配当性向50%程度を目処とし、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたしております。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

また、内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化および将来の成長分野への投資に充当したいと存じます。

(株主還元に関する基本的な考え方について)

① 第一種金融商品取引業者として、自己資本を高い水準で維持する

当社グループの連結子会社株式会社アイ・アールジャパンは、第一種金融商品取引業者として自己資本規制により自己資本を高い水準で維持しなければならない、必要な内部留保を確保し、財務の健全性を保つことが必要である。

金融システムの一員として金融庁モニタリングを実施し、自己資本規制比率が200%を下回らないよう維持する。

② 中長期的な企業価値最大化のための投資

中長期的な企業価値の最大化に向けて内部留保を確保し、以下の成長投資に有効活用する。

- ・ 既存事業の強化： 人的投資、ITシステム・AI、セキュリティ等への投資
- ・ 将来の成長分野への投資： M&A等の実施

③ ステークホルダーへの利益還元

株主を筆頭に、全てのステークホルダーに対して適切な利益還元と価値提供を行う。

- ・ 従業員： 持続的な成長の源泉である従業員に対し、人的投資を通じた還元を行う。
- ・ 取引先： 物価上昇等の外部環境変化を考慮し、公正かつ適切な取引条件を維持することで、サプライチェーン全体での共栄を目指す。

④ 連結配当に関する方針

財務の健全性を堅持しつつ、中長期的な成長投資とのバランスを勘案し、親会社株主に帰属する当期純利益の50%程度を目途とした安定的かつ持続的な配当の維持・向上を実現する。

⑤ 自己株式の取得処分に関する方針

現時点においては、当該方針はないものの、市場環境、キャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案し、必要に応じて適時・適切に自己株式の取得を実施する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位および担当	取締役会への 出 席 状 況
1	再任 寺下史郎	代表取締役社長・CEO	17回中17回 (100%)
2	再任 藤原豊	常務取締役管理本部管掌経営企画部長	17回中17回 (100%)

候補者番号

1

てら した し ろう
寺下 史郎

1959年1月5日生

再任



取締役在任期間

11年5か月

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

所有する当社株式の数

9,055,100株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1982年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社
- 1997年10月 株式会社アイ・アールジャパン（旧株式会社アイ・アールジャパン）入社
- 2001年1月 同社執行役員
- 2004年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員
- 2006年6月 株式会社アイ・アールジャパン（旧株式会社アイ・アールジャパン）取締役専務執行役員
- 2007年4月 同社取締役副社長
- 2007年10月 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アールジャパン）代表取締役社長
- 2007年12月 株式会社アイ・アールジャパン（旧株式会社アイ・アールジャパン）代表取締役社長
- 2008年4月 株式会社アイ・アールジャパン代表取締役社長・CEO
- 2012年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員
- 2015年2月 当社代表取締役社長・CEO（現任）
- 2017年12月 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員
- 2021年2月 株式会社JOIB代表取締役社長・CEO
- 2022年11月 株式会社アイ・アールジャパン取締役
株式会社JOIB代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社JOIB代表取締役社長

取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と幅広い知見を有し、当社グループの代表取締役社長・CEOとして、経済界、法曹界においてその存在価値を示していることに加え経済産業省における様々な研究会の委員を歴任する等多方面において積極的な交流を行っており、当社グループの様々な部門に精通する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

候補者番号

2

ふじ わら

藤原

ゆたか

豊

1971年8月13日生

再任



取締役在任期間

4年0か月

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

所有する当社株式の数

4,500株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年4月 西松建設株式会社入社
2010年9月 株式会社アイ・アールジャパン入社
2017年1月 同社管理本部長
2017年7月 同社業務本部副本部長
2020年1月 同社管理本部長
2021年2月 株式会社JOIB管理本部長
2022年5月 株式会社IRJビジネスコンサルティングスタッフ取締役
2022年6月 当社取締役管理本部長
株式会社アイ・アールジャパン取締役管理本部長
株式会社JOIB取締役管理本部長
2022年9月 当社取締役管理本部管掌経営企画部長
株式会社アイ・アールジャパン取締役管理本部管掌企画本部長
株式会社JOIB取締役管理本部管掌企画本部長
株式会社IRJビジネスコンサルティングスタッフ取締役管理本部管掌企画本部長
2026年4月 当社常務取締役管理本部管掌経営企画部長（現任）
株式会社アイ・アールジャパン常務取締役管理本部管掌企画本部長（現任）
株式会社JOIB常務取締役管理本部管掌企画本部長（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社アイ・アールジャパン常務取締役管理本部管掌企画本部長
株式会社JOIB常務取締役管理本部管掌企画本部長

取締役候補者とした理由

総務、人事、経理に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループにおいても管理部門を管掌し当社グループ全体の事業および経営を熟知する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 寺下史郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3. 当社は、寺下史郎氏および藤原豊氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補填することとしております。寺下史郎氏および藤原豊氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記補償契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に故意または重大な過失がないときは被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。寺下史郎氏および藤原豊氏の再任が承認された場合、両氏は当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、取締役の選解任および取締役候補者の指名に当たり、以下の方針と手続を定めております。

＜方針＞

取締役の選解任基準の方針は以下のとおりです。

(1) 選任提案基準

選任提案に当たり、社内取締役、社外取締役いずれの候補者も、以下に挙げるすべての基準を満たすこととします。

(社内取締役)

- ①当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②当社グループの歴史、企業文化、社員特性を良く理解し、業務に関し十分な経験と知識を有すること
- ③当社グループの置かれた経営環境、競合の動向、企業理念等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の大幅な増大に資することができる経営戦略、実行計画等について具体的な提案、執行を行うことができること
- ④当社グループの経営戦略および実行計画を絶えず検証し、改善する努力を継続すること
- ⑤当社グループの属する業界、提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができること

(社外取締役)

- ①当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門的知見および豊富な経験を有すること
- ③当社グループの特性（迅速性、柔軟性、実効性）を良く理解し業務執行取締役が当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて提案する内容を歓迎し、取締役会において適切にリスク管理に基づく監督機能を果たすとともに、企業価値の大幅な増大に資する建設的な検討への貢献が期待できること
- ④独立社外取締役においては当社グループが定める独立性判断基準を充足すること

(2) 解任提案基準

以下に挙げる基準の一つでも該当した場合、解任提案の対象とします。

- ①反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ②法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ③職務執行に著しい支障が生じたこと

④選任基準の各要件を欠くことが明らかになったこと

<手続>

取締役の選解任の手続は以下のとおりです。

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、毎年、株主総会での選任の対象とされる。
- ②監査等委員である取締役については、2年ごと、株主総会での選任の対象とされる。
- ③すべての取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経たうえで、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定される。

〈株主提案（第3号議案から第4号議案まで）〉

第3号議案から第4号議案は、株主からのご提案によるものであります。株主提案に係る各議案については、本株主提案権行使者から提出された本株主提案権行使書の「議案の要領」および「提案の理由」をそのまま記載したものであります。

なお、提案株主（1名）の議決権の数は、300個であります。

第3号議案 自己株式の取得に関する件

（1）議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を以下の内容で取得すること。

1. 取得する株式の種類 普通株式
2. 取得し得る株式の総数 1,784,000株（発行済株式総数の約10％に相当。ただし、当社が保有する自己株式を除く発行済株式総数に基づく。）
3. 取得し得る株式の総額 15億円（取得価額の総額の上限）を金銭の交付をもって取得することとする。
4. 取得の方法 東京証券取引所における市場買付その他の方法（ただし、公開買付けを含むことも可）

（注）取得した自己株式については、速やかに消却することを併せて期待する。

（2）提案の理由

a.余剰資本の効率的活用

当社はIR・SRコンサルティングを主力とするサービス業として設備投資が少なく、安定した高キャッシュフローを生み出しています。直近の財務状況を踏まえても、手元流動性は十分に厚く、株主還元余力は極めて高い水準にあります。

b.株主還元の強化と資本効率の向上

当社のROICとキャッシュ創出能力を加味すると、資本市場から正当な評価を得ているとは言い難い水準にあります。また、ROEが資本コストを十分に上回る水準とは言えません。自己株式取得により発行済株式総数を圧縮することで、EPS（1株当たり利益）・ROEの向上を図り、株主価値を直接的に高めることができます。

c. 当社独自の実践とコンフリクトの解消

当社はIR・SRコンサルティングの専門家として、数多くの上場企業に対し株主還元策の強化や資本効率改善をアドバイスされています。本提案は、当社自身がクライアント企業に推奨している「株主共同の利益最大化」を、自ら実践する絶好の機会です。

さらに、当社はダルトン・インベストメンツが株主として保有する企業（ダルトン案件）に対して、企業ディフェンスを含む、IR・SR支援サービスを提供し、収益を上げています。また、有事にエスカレートした場合、さらに高額なサービスを提供しており、当社の高収益構造に寄与しています。残念ながら、このような関係性において、ダルトンが当社株主として当社株を保有した上で、当社が企業ディフェンスで高額な料金を要請した場合、利益相反（コンフリクト・オブ・インタレスト）の可能性を指摘されるリスクがあります。当社はアクティビスト対応を成長戦略としておりますが、僥越ながら、ダルトンとしても当社の成長を共にしたいと存じます。

本提案は当社の企業価値向上と全株主の共通利益を目的とした建設的なものです。当社が自ら積極的な株主還元を実践することで、クライアント企業へのアドバイスに説得力が増し、結果として当社のIR・SR事業全体の信頼性と収益基盤が強化されると確信しています。コンフリクトの懸念を払拭し、むしろ「自ら実践する専門家」としてのポジションを確立する好機です。

当社の提案は、当社の持続的成長と株主還元のバランスを損なうものではなく、むしろ企業価値のさらなる向上に資するものです。

（3）取締役会の意見

提案株主は、本株主提案の提案理由として、余剰資本の効率的活用、及び株主還元の強化と資本効率の向上等を主張しておりますが、以下の理由により、**当社取締役会は本株主提案に反対いたします。**

a. 当社グループの子会社株式会社アイ・アールジャパン（以下「IRJ」といいます。）が金融商品取引法上の自己資本規制の対象会社であること

当社グループの子会社IRJは、証券代行業務を信託銀行以外で行う株式事務代行機関として各証券取引所から唯一承認されている関係上、金融商品取引法に基づく自己資本規制の対象となる第一種金融商品取引業者として財務局の登録を受けております。同規制は銀行等の金融機関と同等の自己資本の水準を維持することを目的としており、当社は通常の事業会社より高い自己資本を維持することを経営の最重要事項の一つと認識し、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、適切かつ持続的な株主還元を実

施すべく、連結配当性向50%程度を目処として株主の皆様へ利益還元を行うことを基本方針としております。

本株主提案による大幅な株主還元は、机上の計算では可能であります。金融商品取引法上の自己資本規制対象会社としての持続性を考慮した場合には、極めて短期的な還元となるなど、不適切な提案と判断いたします。

なお、子会社IRJの自己資本規制比率の推移は以下です。

(百万円)

	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
自己資本規制比率	242.7%	226.3%	273.3%	262.3%	260.3%
(A) 固定化されていない自己資本	2,837	2,305	2,189	2,174	2,165
(B) リスク相当額合計	1,169	1,018	801	828	831

※自己資本規制比率が200%を下回ると関東財務局への報告対象となります。

$$\text{自己資本規制比率} = \frac{\text{(A) 固定化されていない自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除資産)}}{\text{(B) リスク相当額合計 (市場リスク、取引先リスク、基礎的リスク)}}$$

b. 更なる成長に向けた積極的投資（人材・情報セキュリティ・システム・AI）の必要性

当社グループはこの3年間、コーポレートガバナンス、内部統制、コンプライアンス、情報セキュリティの徹底的な強化等いわゆる守りをより強固とする投資を行ってまいりました。今後はこの守りを一層強固とするべく、とりわけ情報セキュリティ、システム分野への積極的な投資を行う予定です。

加えて、既存の社員の給与水準を引き上げる（新卒社員の月収を40万円に引き上げたことにより全体を底上げ）とともに、コンサルタント、リサーチャー、AIエンジニア、システムエンジニア等人材拡充に関して積極的な投資を展開しております。また、新たに資本市場の分野での事業投資を計画しており、今後はM&A等の攻めの投資を加速する方針にあります。本株主提案が示唆する短期的な大幅な株主還元は、現在守りから攻めに転じる時期にある当社グループにとって適切なアクションではないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第34条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案も含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（剰余金の配当等の決定機関） 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。	（剰余金の配当等の決定機関） 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(2) 提案の理由

当社では定款の定めにより、剰余金の配当等の決定機関を取締役会の決議によって定めるとしており、剰余金の配当等の株主の権利を制限するものです。よって、剰余金の配当等の決定機関を取締役会の決議によって定めることに加え、株主からの提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう定款変更すべきです。

(3) 取締役会の意見

提案株主は、本株主提案の提案理由として、剰余金の配当等の決定機関について株主総会で決議できる余地を残す必要がある旨を主張しておりますが、以下の理由により、**当社取締役会は本株主提案に反対いたします。**

a.実務運用の実態とは異なった事実認識に基づく提案であること

当社の現行定款は取締役会決議を可能としつつも、株主総会における決議を何ら排除するものではありません。実務運用上も、毎年の定時株主総会において剰余金の配当に関する議案を上程、決議しており、提案株主の「株主の権利が制限されている」との指摘は、実務運用の実態とは異なった事実認識によるものであります。

b.提案の必要性・合理性の欠如

既に株主の皆様の関与機会が十分に確保されている運用実態があるにもかかわらず、形式

的な制度変更を求める本提案は、実質的な課題認識及び改善効果の双方において合理性を欠くものであります。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

区 分	当連結会計年度 (2026年3月期)		前連結会計年度 (2025年3月期)	
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	6,141	6.2	5,783	2.1
営業利益	1,283	27.7	1,005	△6.2
経常利益	1,301	27.8	1,017	△4.7
親会社株主に帰属する当期純利益	898	28.6	698	△8.4

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）は、2025年4月の米国による相互関税措置の発表を受け日経平均株価が一時急落したものの、その後の利下げや関税リスクの低下を背景に最高値を更新するなど、東京証券取引所による市場構造改革や資本効率改善への期待の高まりを追い風に、堅調に推移しました。中東情勢の不透明化、とりわけイランを巡る地政学的リスクが高まる中でも、日本株は相対的な底堅さを維持しております。また、高市政権の歴史的な大勝利を契機に、日本経済の構造改革への期待が急速に高まり、海外投資マネーの日本株市場への流入が一段と加速しております。こうした変化の中、日本企業をターゲットとするアクティビストの活動は一層活発化しており、株主提案やパブリックキャンペーン、公開買付け（TOB）への介入など、資本政策や企業再編を巡る攻防はかつてない緊張感を帯びています。

こうした中、当連結会計年度の売上高は、前年同期に比べ6.2%増加の6,141百万円、営業利益は同27.7%増加の1,283百万円、経常利益は同27.8%増加の1,301百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同28.6%増加の898百万円となりました。

アクティビスト対応、支配権争奪、M&A対応等に係る有事対応案件*1については、アクティビスト対応案件を中心に有事対応案件の受託が増加し、前年同期に比べ14.0%増加の2,428

百万円となりました。実質株主判明調査等の平時対応案件*4については、資本市場の信任獲得を目的とした株主対応、資本政策の見直し、中期経営計画の再構築、資本リスクマネジメントなど、企業価値向上に向けた主体的な取り組みを強化する上場企業の動きが広がる中、実質株主判明調査やエクイティ・コンサルティング業務の新規受託や既存顧客からの追加受託が増加し、前年同期に比べ1.6%増加の3,713百万円となりました。

我が国の資本市場では、政策保有株式の縮減、親子上場の解消、非公開化や業界再編の進展を背景に、企業を巡る資本の動きが一段と活発化しており、株主提案やTOB対応を含む企業と株主の関係は、より複雑かつ多様な局面を迎えています。近時アクティビストによる投資や株主提案は増加傾向にあり、企業経営への関与は依然として高い水準を維持しています。

こうした状況のもと、経済産業省による「企業買収における行動指針」の見直し議論の再開や、金融商品取引法・コーポレートガバナンス・コードの改訂といった制度面の見直しも進行しており、買収提案を巡る取締役会の判断や説明責任の重要性は一層高まっており、中長期的な企業価値の視点に立脚した意思決定と、平時からの信頼ある株主対応体制の確立がこれまで以上に求められています。

まさに当社グループが基軸として掲げる「Power of Equity®*5（議決権の力、株式の力）」という基軸概念の通り、株主の圧力が企業の持続性や経営構造を大きく左右する局面がより一層顕在化している環境下において、有事対応における迅速性と実効性を兼ね備えた対応力、データオリエンティッドな唯一無二のデータベース、Proxy・TOB・M&Aに精通したプロフェッショナル集団など、金融グループに属さない完全独立系アドバイザーとして、当社グループの特長が発揮される局面が増加しており、専門性の高い唯一無二のコンサルティングサービスの必要性が、あらためて強く認識されつつあるものと捉えております。

当社グループは、引き続き議決権の力を軸に資本市場の健全な発展に貢献すべく、アクティビストサイドにつかないプロキシ・アドバイザリーを基盤に、独立系エクイティ・コンサルティングおよびフィナンシャル・アドバイザリーを両輪とする専門家集団として、上場企業の持続的成長と企業価値向上を支援してまいります。

*1 有事対応案件;アクティビスト対応、支配権争奪、M&A対応等の有事局面のPA業務*2やFA業務*3の対応を行う案件。

*2 PA業務;プロキシ・アドバイザリー業務：委任状争奪戦業務、圧倒的な勝利の実績を誇る。

*3 FA業務;フィナンシャル・アドバイザリー業務：アクティビスト対応、同意なきTOB対応、高度なMBO、M&Aにおいて日本最大級かつ先鋭の専門集団を配備する。

*4 平時対応案件;実質株主判明調査、議決権分析、企業防衛・企業価値向上等に関連する、平時局面のエクイティ・コンサルティング業務を行う案件。

*5 Power of Equity®;当社子会社株式会社アイ・アールジャパンの登録商標（登録第6196294号）。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度 (2026年3月期)			前連結会計年度 (2025年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	5,864	95.5	7.1	5,477	2.2
ディスクロージャーコンサルティング	191	3.1	△8.7	209	4.3
データベース・その他	86	1.4	△11.1	97	△5.0
合 計	6,141	100.0	6.2	5,783	2.1

(a) 大型プロジェクト（50百万円以上）と通常プロジェクト（50百万円未満）内訳
(百万円)

	大型プロジェクト (50百万円以上)	通常プロジェクト (50百万円未満)
2026年3月期	1,437	4,704
2025年3月期	1,442	4,340
増減	△5	363

(b) 大型プロジェクト（50百万円以上）の契約件数及び売上金額の推移

	上期		下期		通期	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
2026年3月期	5	430	13	1,007	18	1,437
2025年3月期	8	676	6	766	14	1,442
増減	△3	△246	7	241	4	△5

(c) 大型プロジェクト（50百万円以上）の種類、及び売上金額

(百万円)

プロジェクトの種類	当連結会計年度 (2026年3月期)	前連結会計年度 (2025年3月期)
支配権争奪PA・FA	162	96
アクティビスト対応PA・FA	1,012	988
企業側FA（M&A等）	263	358
合計	1,437	1,442

当連結会計年度の大型プロジェクト（50百万円以上）は、前年同期に比べ0.4％減少の1,437百万円となりました。通常プロジェクト（50百万円未満）は、お客様との強固な信頼関係に基づく実質株主判明調査や、外部環境の変化を踏まえたエクイティ・コンサルティングに関する新規・追加受託の増加により、前年同期に比べ8.4％増加の4,704百万円となりました。

(d) 当連結会計年度の有事対応案件と平時対応案件の内訳

(百万円)

	有事対応案件	平時対応案件
2026年3月期	2,428	3,713
2025年3月期	2,130	3,653
増減	297	60

当連結会計年度のアクティビスト対応、支配権争奪、M&A対応等に係る有事対応案件については、前年同期に比べ14.0%増加の2,428百万円となりました。アクティビスト対応、支配権争奪、M&A対応等に係る有事対応案件については、アクティビスト対応PA・FA案件を中心とした案件の受託が継続しています。企業再編、事業再編の活発化が予想される中、迫りくる資本リスクへの高まりもあり、企業支配権争奪等を中心としたPA業務とFA業務においても受託が増加しています。当連結会計年度の実質株主判明調査等の平時対応案件においては、前年同期に比べ1.6%増加の3,713百万円となりました。お客様との強固な信頼関係にもとづく実質株主判明調査や、外部環境の変化をふまえたエクイティ・コンサルティングに関する新規・追加のプロジェクト受託が増加しています。

証券代行事業においては、受託決定済み企業は2026年3月31日時点で93社、管理株主数は570,372名となりました（前年同期の受託決定済み企業は76社、管理株主数は415,191名）。

①IR・SRコンサルティング

SRアドバイザリー（実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、コーポレート・ガバナンス改善、取締役会実効性評価、株主還元を含む資本政策等）、プロキシ・アドバイザリー、フィナンシャル・アドバイザリー、証券代行事業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。

当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前年同期に比べ7.1%増加の5,864百万円となりました。

②ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）及びリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、前年同期に比べ8.7%減少の191百万円となりました。

③データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ11.1%減少の86百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の実績は320百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
株主データベースに関するシステム構築	227

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、唯一無二のエクイティ・コンサルティング機能を着実に強化、拡充してまいりました。

日本の資本市場においては、東京証券取引所によるPBR 1 倍割れ企業に対する改善要請やアクティビストファンドの活発化など、大きな企業再編の波が押し寄せております。こうした中、独立系のエクイティ・コンサルティング集団、フィナンシャル・アドバイザー集団を堅持し、グローバル資本市場の動向を東京・ニューヨークの両拠点を通じて自ら収集し、株式議決権に関わるコンサルティングと経営支配権に関わるM&Aアドバイザリーを両輪として、日本の上場企業の皆様の持続的な企業成長を支援してまいります。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

①エクイティ・コンサルティングの普及

グローバルな機関投資家マネーの日本株への回帰、海外・国内機関株主の議決権行使の厳格化、持ち合い株式の解消が進む中、株主との対話の必要性が増しております。当社グループでは、実質株主判明調査を基軸として、20年以上にわたり上場企業であるお客様の株式議決権に関わるコンサルティングを行ってまいりました。近年、アクティビストだけでなく、伝統的な機関投資家においてもアクティビストと同様の要求を企業につきつける事案が顕在化しており、少数株主保護の観点や事業ポートフォリオの選択と集中等を大義名分に、資本政策、M&A戦略、ガバナンス面など様々な観点から上場企業を追及し、経営の根幹を揺るがす要求を繰り出すケースが頻発しています。こうした中、従来の株主判明調査、議決権の安定的な確保を目的としたSRアドバイザリー業務に加え、企業価値向上アドバイザリー、B/Sシミュレーション、ストラテジックレビュー等、当社グループ独自の高度なエクイティ・コンサルティング業務を強化、拡充してまいります。

②PA/FA業務の拡大

我が国の資本市場においては、東京証券取引所によるPBR 1 倍割れ企業に対する改善要請や新陳代謝を促す通達、経済産業省による「企業買収における行動指針」の策定、金融庁による公開買付規制と大量保有報告規制の改正など、当局のドラスティックな制度改正が続々と公表されつつあります。こうした変化の潮流は、アクティビストファンドの活発化、或いは、事業会社同士・PEファンド等による事前同意なき買収提案の誘引など、上場会社の経営支配

権にかつてない変化と不確実性をもたらしており、議決権（経営支配権）、TOB（株式公開買い付け）や委任状争奪を戦略のコアとする企業再編へのニーズは一段と高まっており、支配権争奪ならびに企業再編・事業再編等のM&Aに特化する専門的なPA/FA業務を拡大させてまいります。

③付加価値のある証券代行サービスの提供

当社グループは、2012年4月に我が国で約40年ぶりとなる証券代行業務への新規参入を果たしました。以降資本市場のニーズを着実に汲み取りながら証券代行サービスを拡充し続けた結果、株主名簿管理人として93社の企業様（管理株主約57万人 2026年3月31日時点）へ証券代行サービスを提供しております。

当社グループは、従来の証券代行機関とは一線を画し、革新的なサービスを展開することで、時代のニーズに応えた証券代行サービスを継続して進めてまいります。

④人的資源の拡充

当社グループの取り扱う専門性の高いコンサルティングサービスにおいては、そのコンサルティングを提供する人材だけでなく、それらを支える専門性を有する人材の確保が喫緊の課題であります。新卒、中途を問わず優秀な人材の積極的な登用に加え、登用した人材に対し実務知識習得のための社内勉強会の開催や適切なコンプライアンスに関する各種研修を継続的に実施しております。また、新たに確保した人材の早期の戦力化を促しつつ、社員全体のボトムアップを図るべく適切な人材の登用、人員配置を行ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第9期 2023年3月期	第10期 2024年3月期	第11期 2025年3月期	第12期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高 (百万円)	6,012	5,664	5,783	6,141
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	671	762	698	898
1株当たり当期純利益 (円)	37.83	42.95	39.35	50.59
総資産 (百万円)	7,362	6,669	6,900	7,503
純資産 (百万円)	6,079	5,372	5,614	6,122
1株当たり純資産額 (円)	342.25	302.47	316.04	344.65

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アールジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング
株式会社J O I B	100百万円	100.0%	支配権争奪ならびに企業再編・事業再編等のM&Aに特化した専門的なFA業務
株式会社I R J ビジネスコンサルティングスタッフ	10百万円	100.0%	バックオフィス業務

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社アイ・アールジャパン	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	2,037百万円	4,459百万円

(7) 主要な事業内容 (2026年 3月31日現在)

事業	内 容
IR・SR活動に専門特化した コンサルティング業	IR・SRコンサルティング (投資銀行業務、証券代行業業含む) ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所 (2026年 3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(9) 従業員の状況 (2026年 3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
183名	6名(増)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員(フルタイム、パートタイムおよび休職者)を含んでおります。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	0名(－)	47.4歳	11.1年

(注) 平均勤続年数は、株式会社アイ・アールジャパンにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先 (2026年 3月31日現在)

株式会社三井住友銀行 200百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- （1）発行可能株式総数 70,000,000株
- （2）発行済株式の総数 17,839,710株（自己株式 76,334株を含む）
- （3）株主数 8,346名
- （4）大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率 （%）
寺下 史郎	9,055,100	50.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,081,600	6.08
内藤 征吾	521,900	2.93
古川 良太	260,000	1.46
仁井田 博義	226,600	1.27
日本証券金融株式会社	202,400	1.13
箕 悦生	153,000	0.86
アイ・アールジャパン従業員持株会	111,720	0.62
山口 英司	111,100	0.62
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	92,900	0.52

（注）持株比率は自己株式（76,334株）を控除して計算しております。

- （5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- （6）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

（1）当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
寺 下 史 郎	代表取締役社長	CEO (最高経営責任者) 株式会社 J O I B 代表取締役社長
藤 原 豊	取締役	管理本部管掌経営企画部長 株式会社 アイ・アールジャパン 取締役管理本部 管掌企画本部長 株式会社 J O I B 取締役管理本部管掌企画本部長 株式会社 I R J ビジネスコンサルティングスタ ッフ取締役管理本部管掌企画本部長
木 村 晃	取締役 (監査等委員)	株式会社 アイ・アールジャパン 取締役 (監査等 委員) 株式会社 J O I B 取締役 (監査等委員) 株式会社 I R J ビジネスコンサルティングスタ ッフ 監査役
能 見 公 一	取締役 (監査等委員)	株式会社 ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧 問 西本 Wismettac ホールディングス株式会社 社 外取締役 (監査等委員) スパークス・グループ株式会社 社外取締役 (監 査等委員)
市 江 正 彦	取締役 (監査等委員)	株式会社 日本共創プラットフォーム 常務執行役 員
児 玉 康 平	取締役 (監査等委員)	一般社団法人 日本 CLO 協会 理事

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) であります木村晃氏、能見公一氏、市江正彦氏および児玉康平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、木村晃氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) であります木村晃氏、能見公一氏、市江正彦氏および児玉康平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【スキル・マトリックス】

	経営・ 企業戦略	事業戦略	マーケティング	ESG経営	金融・ ファイナンス	グローバル	法務・ リスク管理	監査・ 内部統制
寺下 史郎	○	○	○	○		○	○	
藤原 豊	○			○			○	○
木村 晃	○			○		○	○	○
能見 公一	○	○	○		○	○	○	○
市江 正彦	○	○			○			
児玉 康平	○					○	○	○

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

取締役寺下史郎氏、藤原豊氏、木村晃氏、能見公一氏、市江正彦氏および児玉康平氏は当社との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。もっとも、職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは当社が保険会社との間で締結する役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には補償を行わないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社役員（会社法上の取締役、重要な使用人をいい既に退任している者も含みます。以下、本項において同じです。）、当社子会社役員であり、当社役員分の保険料については、当社が負担しております。もっとも、被保険者の職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(5) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	103,500 （－）	103,500 （－）	－	－	2 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38,250 (38,250)	38,250 (38,250)	－	－	6 (6)
合 計	141,750	141,750	－	－	8

(参考) 当事業年度に係る重要な子会社アイ・アールジャパンにおける取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	129,600 （－）	129,600 （－）	－	－	2 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,200 (16,200)	16,200 (16,200)	－	－	2 (2)
合 計	145,800	145,800	－	－	4

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、子会社アイ・アールジャパンにおける2020年3月16日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2017年6月26日開催の第10期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、子会社アイ・アールジャパンにおける2015年6月24日開催の第8期定時株主総会において年額30百万円（うち社外取締役分は30百万円）以内と決議いただいております。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役が受ける報酬等の方針を取締役会の決議にて以下のとおり定めております。

ア．取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1.月額報酬、2.賞与、3.株式報酬で構成されております。基本報酬である月額報酬については、役職ごとの役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めていないものの、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価としてその職位、職責等に応じたものとしつつ当社グループ全体の業績貢献を重視する観点から前連結会計年度の業績貢献を勘案したうえで柔軟に決定することとしております。

業績連動報酬である賞与については、当社グループにおける持続的な成長を測るうえでの重要なメルクマールの一つである前連結会計年度の連結営業利益の増加率等に基づき、過去の支給実績や貢献度などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえて決定することとしております。

また、非金銭報酬である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前連結会計年度の目標達成度や対象取締役の貢献度および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、連結会計年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定することとしております。

なお、報酬等の種類毎の取締役個人別の構成割合の決定に関する方針につきましては、具体的な比率は定めないものの、中長期的に業績連動報酬や株式報酬の比率を高めていくことを基本方針とし、前連結会計年度の業績貢献に応じた柔軟な報酬体系としております。また報酬等の支給時期または条件の決定に関する方針につきましては、2月～3月に開催される指名・報酬諮問委員会および取締役会において、来期の月額報酬および譲渡制限付株式報酬の額および条件を決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬である月額の固定金銭報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。また、監査等委員の協議によって決定しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円（うち社外取締役分は40百万円）以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

なお、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬限度額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与に関する報酬額を年額50百万円以内、株式数の上限を年5万株以内とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役会が個人別の役員報酬等の額等を決定するに際しては、株主総会において決議された限度額の範囲内で、かつ報酬額の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の独立性が担保された指名・報酬諮問委員会に諮問し、その十分な審議を経たうえで決定することとしております。

(6) 社外役員に関する事項

①取締役（監査等委員） 木 村 晃

ア. 重要な兼職先と当社との関係

木村晃氏は、当社の連結子会社である株式会社アイ・アールジャパンの取締役（監査等委員）、株式会社ＪＯＩＢの取締役（監査等委員）および株式会社ＩＲＪビジネスコンサルティングスタッフの監査役を兼職しております。なお、株式会社アイ・アールジャパンおよび株式会社ＪＯＩＢは当社が株式を100%保有する完全子会社であり、株式会社ＩＲＪビジネスコンサルティングスタッフは株式会社アイ・アールジャパンが株式を100%保有する完全子会社であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

木村晃氏は、当期開催の取締役会17回のすべて、また監査等委員会14回のすべてに出席し、グローバル企業における豊かな経験及び豊富な知見から、当社グループの経営全般に対する重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって妥当性、適法性を確保するための必要かつ的確な助言、発言等を適宜行っています。

ウ. 独立性に関する事項

木村晃氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

②取締役（監査等委員） 能 見 公 一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

能見公一氏は、株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問、西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）およびスパークス・グループ株式会社社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション、西本Wismettacホールディングス株式会社およびスパークス・グループ株式会社との間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

能見公一氏は、当期開催の取締役会17回うち16回、また監査等委員会14回のうち13回に出席し、経営のみならず投資活動を通じた企業の事業育成および支援等これまでの豊富な実績と経験に基づいた観点から、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための必要かつ的確な助言、発言等を適宜行っております。

ウ．独立性に関する事項

能見公一氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

③取締役（監査等委員） 市 江 正 彦

ア．重要な兼職先と当社との関係

市江正彦氏は、株式会社日本共創プラットフォーム常務執行役員を兼職しております。なお、当社と株式会社日本共創プラットフォームとの間には、特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

市江正彦氏は、2025年6月に取締役（監査等委員）就任後、当期開催の取締役会13回のすべて、また監査等委員会11回のすべてに出席し、自らの経営者としての豊富な実績と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ．独立性に関する事項

市江正彦氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

④取締役（監査等委員） 児 玉 康 平

ア．重要な兼職先と当社との関係

児玉康平氏は、一般社団法人日本CLO協会理事を兼職しております。なお、当社と一般社団法人日本CLO協会との間には、特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

児玉康平氏は、2025年6月に取締役（監査等委員）就任後、当期開催の取締役会13回のすべて、また監査等委員会11回のすべてに出席し、企業法務に関する高度な見解と幅広い視点において、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ．独立性に関する事項

児玉康平氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

【当社社外役員の独立性について】

当社の取締役（監査等委員）である木村晃氏、能見公一氏、市江正彦氏および児玉康平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、木村晃氏は、当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの取引先である本田技研工業株式会社の出身ですが、同社との取引規模は、当社および同社の連結売上高に占める比率のいずれも1%未満と極めて僅少であり、十分な独立性を有していると考えております。また、児玉康平氏は、当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの取引先である株式会社日立製作所の出身ですが、同社との取引規模は、当社および同社の連結売上高に占める比率のいずれも1%未満と極めて僅少であり、かつ、2024年9月より2025年6月まで当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの特別顧問（シニアアドバイザー）を務めておりましたが、その報酬も1,000万円以下と僅少であることから、十分な独立性を有していると考えております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

5,800千円

②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,500千円

(注) 1. 当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                      |                  |
|------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>5,729,949</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>1,303,853</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,023,575        | 買 掛 金                        | 6,925            |
| 売 掛 金                  | 342,699          | 短 期 借 入 金                    | 200,000          |
| 契 約 資 産                | 43,976           | 未 払 金                        | 171,944          |
| 仕 掛 品                  | 3,622            | 未 払 費 用                      | 45,889           |
| 前 払 費 用                | 272,963          | 未 払 法 人 税 等                  | 267,741          |
| そ の 他                  | 43,111           | 契 約 負 債                      | 113,804          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,773,211</b> | 預 り 金                        | 72,297           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>226,122</b>   | 賞 与 引 当 金                    | 162,599          |
| 建 物 附 属 設 備            | 147,220          | 顧 客 対 応 費 用 引 当 金            | 171,430          |
| 車 両 運 搬 具              | 8,859            | そ の 他                        | 91,220           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 70,042           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>77,193</b>    |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>844,404</b>   | 長 期 未 払 金                    | 45,863           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 518,490          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 31,329           |
| そ の 他                  | 325,913          | <b>負 債 合 計</b>               | <b>1,381,046</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>702,684</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>             |                  |
| 投 資 有 価 証 券            | 140,172          | <b>株 主 資 本</b>               | <b>6,110,537</b> |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 321,999          | 資 本 金                        | 865,298          |
| 長 期 売 掛 金              | 45,360           | 資 本 剰 余 金                    | 553,406          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 199,482          | 利 益 剰 余 金                    | 5,101,941        |
| そ の 他                  | 41,029           | 自 己 株 式                      | △410,109         |
| 貸 倒 引 当 金              | △45,360          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>11,577</b>    |
|                        |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 11,577           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>6,122,114</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>7,503,161</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>7,503,161</b> |

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                                                                                                                                                                                                            |                 | 金 額     |           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|-----------|
| 売上高<br>売上原価<br>販売費及び一般管理費<br>営業利益<br>営業外収益<br>受取利息<br>受取配当金<br>投資事業組合運用益<br>還付加算金<br>貸倒引当金戻入額<br>雑収<br>営業外費用<br>支払払利息<br>為替差損<br>経常利益<br>税金等調整前当期純利益<br>法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額<br>当期純利益<br>非支配株主に帰属する当期純利益<br>親会社株主に帰属する当期純利益 | 売上高             |         | 6,141,932 |
|                                                                                                                                                                                                                                | 売上原価            |         | 1,265,474 |
|                                                                                                                                                                                                                                | 販売費及び一般管理費      |         | 4,876,457 |
|                                                                                                                                                                                                                                | 営業利益            |         | 3,592,462 |
|                                                                                                                                                                                                                                | 営業外収益           |         | 1,283,995 |
|                                                                                                                                                                                                                                | 受取利息            | 3,715   |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 受取配当金           | 584     |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 投資事業組合運用益       | 3,394   |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 還付加算金           | 426     |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 貸倒引当金戻入額        | 10,800  |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 雑収              | 2,888   | 21,810    |
|                                                                                                                                                                                                                                | 営業外費用           |         |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 支払払利息           | 2,356   |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 為替差損            | 2,338   | 4,695     |
|                                                                                                                                                                                                                                | 経常利益            |         | 1,301,110 |
|                                                                                                                                                                                                                                | 税金等調整前当期純利益     |         | 1,301,110 |
|                                                                                                                                                                                                                                | 法人税、住民税及び事業税    | 418,865 |           |
|                                                                                                                                                                                                                                | 法人税等調整額         | △16,361 | 402,504   |
|                                                                                                                                                                                                                                | 当期純利益           |         | 898,606   |
|                                                                                                                                                                                                                                | 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | —         |
|                                                                                                                                                                                                                                | 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 898,606   |

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |           |          |           |
|-------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 865,298 | 553,406 | 4,611,893 | △410,104 | 5,620,494 |
| 当期変動額                   |         |         |           |          |           |
| 剰余金の配当                  |         |         | △408,557  |          | △408,557  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |         | 898,606   |          | 898,606   |
| 自己株式の取得                 |         |         |           | △5       | △5        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |           |          | －         |
| 当期変動額合計                 | －       | －       | 490,048   | △5       | 490,042   |
| 当期末残高                   | 865,298 | 553,406 | 5,101,941 | △410,109 | 6,110,537 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 当期首残高                   | △6,467           | △6,467            | 5,614,027 |
| 当期変動額                   |                  |                   |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                   | △408,557  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                  |                   | 898,606   |
| 自己株式の取得                 |                  |                   | △5        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 18,044           | 18,044            | 18,044    |
| 当期変動額合計                 | 18,044           | 18,044            | 508,087   |
| 当期末残高                   | 11,577           | 11,577            | 6,122,114 |

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,112,108</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>281,916</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,029,165        | 短 期 借 入 金               | 200,000          |
| 未 収 入 金                | 65,044           | 未 払 金                   | 20,319           |
| 前 払 費 用                | 17,024           | 未 払 法 人 税 等             | 31,767           |
| そ の 他                  | 874              | 賞 与 引 当 金               | 2,289            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,347,586</b> | そ の 他                   | 27,540           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>74,655</b>    | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,494</b>     |
| 建 物 附 属 設 備            | 53,710           | 長 期 未 払 金               | 1,494            |
| 車 両 運 搬 具              | 8,859            | <b>負 債 合 計</b>          | <b>283,410</b>   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 12,085           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>－</b>         | <b>株 主 資 本</b>          | <b>4,174,681</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | －                | 資 本 金                   | 865,298          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,272,930</b> | 資 本 剰 余 金               | 1,285,009        |
| 投 資 有 価 証 券            | 120,755          | 資 本 準 備 金               | 854,100          |
| 関 係 会 社 株 式            | 2,037,164        | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 430,909          |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 300,000          | 利 益 剰 余 金               | 2,434,483        |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 93,535           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,434,483        |
| 繰 延 税 金 資 産            | 8,474            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,434,483        |
| そ の 他                  | 13,000           | 自 己 株 式                 | △410,109         |
| 貸 倒 引 当 金              | △300,000         | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>1,603</b>     |
|                        |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,603            |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>4,176,284</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,459,694</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>4,459,694</b> |

# 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 |   |   |    |   | 金 額     |           |
|-----|---|---|----|---|---------|-----------|
| 営   | 業 | 収 | 益  |   |         |           |
|     | 受 | 取 | 配  | 当 | 金       |           |
|     | 経 | 営 | 指  | 導 | 料       |           |
|     |   |   |    |   | 881,367 |           |
|     |   |   |    |   | 584,292 | 1,465,659 |
| 営   | 業 | 費 | 用  |   |         | 423,855   |
| 営   | 業 | 利 | 益  |   |         | 1,041,804 |
| 営   | 業 | 外 | 収  | 益 |         |           |
|     | 受 | 取 | 利  | 息 | 5,624   |           |
|     | 未 | 払 | 配  | 当 | 金       | 除         |
|     |   |   |    |   | 946     | 益         |
|     | 投 | 資 | 事  | 業 | 組       | 合         |
|     |   |   |    |   | 運       | 用         |
|     |   |   |    |   | 益       |           |
|     | 保 | 険 | 配  | 当 | 金       |           |
|     | 雑 |   | 収  |   | 入       |           |
|     |   |   |    |   | 50      | 11,058    |
| 営   | 業 | 外 | 費  | 用 |         |           |
|     | 支 | 払 | 利  | 息 | 2,356   | 2,356     |
| 経   | 常 | 利 | 益  |   |         | 1,050,506 |
| 特   | 別 | 損 | 失  |   |         |           |
|     | 関 | 係 | 会  | 社 | 株       | 式         |
|     |   |   |    |   | 評       | 価         |
|     |   |   |    |   | 損       |           |
|     | 貸 | 倒 | 引  | 当 | 金       | 繰         |
|     |   |   |    |   | 入       | 額         |
|     |   |   |    |   | 262,000 | 361,999   |
|     | 税 | 引 | 前  | 当 | 期       | 純         |
|     |   |   |    |   | 利       | 益         |
|     |   |   |    |   |         | 688,506   |
|     | 法 | 人 | 税、 | 住 | 民       | 税         |
|     |   |   |    |   | 及       | び         |
|     |   |   |    |   | 事       | 業         |
|     |   |   |    |   | 税       |           |
|     | 法 | 人 | 税  | 等 | 調       | 整         |
|     |   |   |    |   | 額       |           |
|     |   |   |    |   | 83,947  |           |
|     | 当 | 期 | 純  | 利 | 益       | 604,558   |

# 株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株主資本    |         |              |             |                             |             |
|---------------------------------|---------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       |             |
|                                 |         | 資本準備金   | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                           | 865,298 | 854,100 | 430,909      | 1,285,009   | 2,238,482                   | 2,238,482   |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |              |             |                             |             |
| 剰余金の配当                          |         |         |              |             | △408,557                    | △408,557    |
| 当期純利益                           |         |         |              |             | 604,558                     | 604,558     |
| 自己株式の取得                         |         |         |              |             |                             |             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |         |         |              |             |                             |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | －       | －       | －            | －           | 196,001                     | 196,001     |
| 当期末残高                           | 865,298 | 854,100 | 430,909      | 1,285,009   | 2,434,483                   | 2,434,483   |

|                                 | 株主資本     |           | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|---------------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                                 | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                           | △410,104 | 3,978,685 | △13,855          | △13,855        | 3,964,830 |
| 事業年度中の変動額                       |          |           |                  |                |           |
| 剰余金の配当                          |          | △408,557  |                  |                | △408,557  |
| 当期純利益                           |          | 604,558   |                  |                | 604,558   |
| 自己株式の取得                         | △5       | △5        |                  |                | △5        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |          |           | 15,458           | 15,458         | 15,458    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △5       | 195,995   | 15,458           | 15,458         | 211,454   |
| 当期末残高                           | △410,109 | 4,174,681 | 1,603            | 1,603          | 4,176,284 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

|          |             |
|----------|-------------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 関根 和昭 |
| 業務執行社員   |             |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 櫻井 良孝 |
| 業務執行社員   |             |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関根 和昭  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 良孝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、利益相反管理体制、ガバナンス体制及びリスク管理体制の強化に向けた取り組みについて、その進捗状況を引き続き監視・検証し、当社の企業価値や経営の透明性を更に向上させてまいります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社アイ・オールジャパンホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 木村 晃 ㊟

監査等委員 能見 公一 ㊟

監査等委員 市江 正彦 ㊟

監査等委員 児玉 康平 ㊟

(注) 監査等委員木村晃、能見公一、市江正彦および児玉康平は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第12期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

6. 会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

連結注記表

第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

個別注記表

第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

## 6. 会社の体制および方針

### 【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
- ②各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、原則として月1回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告するとともに、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行につき相互に監視監督を行っております。
- ③各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。
- ④当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
- ⑤当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報制度）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止しております。また、係る制度においては、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを保証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存および管理することとしております。

- ア. 株主総会議事録
- イ. 取締役会議事録
- ウ. 監査等委員会議事録
- エ. 指名・報酬諮問委員会議事録
- オ. グループ予算・業績検討会議事録
- カ. サステナビリティ委員会議事録

- キ. グループリスク管理委員会議事録
- ク. グループコンプライアンス委員会議事録
- ケ. 稟議書
- コ. 契約書
- サ. 会計帳簿、計算書類
- シ. 事業報告
- ス. 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。
  - ア. 信用リスク
  - イ. 内部統制リスク
  - ウ. 法令違反リスク
  - エ. 情報漏洩リスク
  - オ. 災害等のリスク
  - カ. その他事業継続に関するリスク
- ②当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、当社グループが事業活動を行うにあたって想定されるリスクの識別と評価、対策の検討を行うことを目的として、グループリスク管理委員会を設置しております。グループリスク管理委員会は、年度毎にリスク抽出を行い、当社グループにおけるリスクを取りまとめた後、各リスクの評価を行い、対応が必要なリスクに対しては対応責任者を選定し必要な対策を行わせることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。
- ②当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

③当社は、当社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

④取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、取締役会に対して報告しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「グループコンプライアンス管理規程」を定めております。

②当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報制度）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。

③当社は、内部監査部門として、「グループ内部監査規程」に基づき、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。

④当社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(6) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続および管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画部が担当し、子会社を含むグループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 子会社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

(ア) 信用リスク

(イ) 内部統制リスク

(ウ) 法令違反リスク

(エ) 情報漏洩リスク

(オ) 災害等のリスク

(カ) その他事業継続に関するリスク

- イ. 子会社は、当社が定める「グループリスク管理委員会規程」に基づき、当社グループが事業活動を行うにあたって想定されるリスクの識別と評価、対策の検討を行うことを目的として、グループ会社共同でグループリスク管理委員会を運営しております。グループリスク管理委員会は、年度毎にリスク抽出を行い、当社グループにおけるリスクを取りまとめた後、各リスクの評価を行い、対応が必要なリスクに対しては対応責任者を選定し必要な対策を行わせることとしております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 子会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、子会社においても当社グループから独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。
- イ. 子会社は、原則として取締役会を月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
- ウ. 子会社は、子会社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。
- エ. 子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、親会社たる当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加する子会社の取締役会に対しても報告をしております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 子会社は、当社「グループコンプライアンス管理規程」に基づき、グループ会社共同でグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報制度）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。また、通報の事実および当該通報の内容についても、子会社の監査等委員である取締役だけでなく、親会社たる当社の監査等委員である取締役に対しても報告を行うこととしております。
- イ. 子会社は、内部監査部門として、「内部監査規程」に基づき、業務部門から独立した内

部監査室を置き、独立社外取締役等で構成される監査等委員会との情報共有に努めております。

ウ. 子会社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その職務の執行を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を使用することができるとしております。

②当社は、補助使用人が監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の指揮命令に従うことなく、専ら監査等委員である取締役の指揮命令に従うこととしております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役に報告することとし、「グループコンプライアンス管理規程」に基づき直ちにコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス違反に対処するとともに、必要に応じて注意喚起や再発防止策等の対応を取ることとしております。

②当社は、「監査等委員会規程」に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項および時期について定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができることとしております。

③監査等委員である取締役は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役

会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとしております。

- ④取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。
- ⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止しております。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ②当社は、監査等委員である取締役が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ①当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、所轄の警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

②社内規程等の整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および使用人は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う旨を規定しております。

③社内体制の整備状況

ア．対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、管理本部に複数の不当要求防止責任者を設置すると共に、反社会的勢力に関する情報を集約し一元的に管理する体制を構築しております。

イ．外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄の警察署、顧問弁護士のほか、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターおよび公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を平時においても図っております。

ウ．反社会的勢力に関する情報の収集および管理の状況

当社は、管理本部において、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知すると共に、入手した情報の管理をしております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

(1) 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のグループ内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社および子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は「グループコンプライアンス管理規程」により相談・通報体制を設けており、子会社においても当社の「グループコンプライアンス管理規程」を直接適用させることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、当社グループが事業活動を行うにあたって想定されるリスクの識別と評価、対策の検討を行うことを目的として、グループリスク管理委員会を設置しております。グループリスク管理委員会では、年度毎にリスク抽出を行い、当社グループにおけるリスクを取りまとめた後、各リスクの評価を行い、対応が必要なリスクに対しては対応責任者を選定し必要な対策を行わせるなどグループ全体のリスク管理に努めております。

#### (4) 内部監査

グループ内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社のグループ内部監査を実施しております。

#### (5) 監査等委員会に関する取組み

- ①監査等委員は、取締役会、グループ予算・業績検討会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ②監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。
- ③監査等委員会での議題の中から関連ある議題につき、会計監査人や内部監査部門に説明を求める等情報の共有、連携を図っております。

#### 【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、連結配当性向50%程度を目処とし、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたしております。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

また、内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化および将来の成長分野への投資に充当したいと存じます。

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数            3社

連結子会社の名称        株式会社アイ・アールジャパン

株式会社ＪＯＩＢ

株式会社ＩＲＪビジネスコンサルティングスタッフ

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

    其他有価証券

        市場価格のない株式等以外のもの

        決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

        市場価格のない株式等

        移動平均法による原価法

        なお、投資事業組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じ、て入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

    仕掛品

        個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

#### 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 7年～15年

車両運搬具 3年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

### ② 無形固定資産

#### 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### ③ 顧客対応費用引当金

顧客との交渉や訴訟等を進めている特定の案件に関する解決金について、将来において支出が見込まれる金額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付の支給に備えるため、退職金規程に基づく自己都合退職金の期末要支給額を計上しております。

## (5) 収益および費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

### ① IR・SRコンサルティング

IR・SRコンサルティングでは、実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシ・アドバイザー、投資銀行業務に関する専門的な助言サービスの提供を履行義務としております。これらのサービスは、短期間（概ね3ヶ月）で提供されるものとそれを超える一定の期間（概ね1年以内）にわたり提供されるものにより構成されていますが、役務提供に応じて履行義務を充足するため、実質作業期間に基づき進捗率を見積り、収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価に基づき取引価格を算定し、履行義務に配分して収益を認識しております。有事案件等の成功報酬が含まれる契約については、変動対価として有事案件等の達成条件について、最頻値法により達成の可能性を見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。契約資産は、期末日現在でサービス提供が完了していない作業に係る対価に対する権利に関連するものであり、サービス提供が完了し、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振替えられます。取引の対価は履行義務を充足してから主に3カ月以内に受領しておりますが、主に履行義務の充足前である顧客との契約時に受領し、契約負債として計上する場合もあります。重要な金融要素は含まれておりません。

### ② ディスクロージャーコンサルティング

ディスクロージャーコンサルティングでは、ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）及びリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）の提供を履行義務としております。これらのサービスは、短期間（概ね3ヶ月）で提供されるものとそれを超える一定の期間（概ね1年以内）にわたり提供されるものにより構成されていますが、役務提供に応じて履行義務を充足するため、実質作業期間に基づき進捗率を見積り、収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価に基づき取引価格を算定し、履行義務に配分して収益を認

識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主に3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ データベース・その他

データベース・その他では、大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で利用できるサービスの提供を履行義務としております。これらのサービスは、短期間（概ね3ヶ月）で提供されるものとそれを超える一定の期間（概ね1年以内）にわたり提供されるものにより構成されていますが、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価に基づき取引価格を算定し、履行義務に配分して収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 貸倒引当金（固定） 45,360千円

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、売上債権の入金管理や回収予定表を用いた債権の年齢管理等により、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権を把握しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を算定して貸倒引当金を計上しております。このうち、特定の売上債権45,360千円に係る回収可能性の判断において、債務者の財政状態や差入担保の評価、契約等に基づく返済スケジュールに従った回収実績、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して、債権の回収可能性を評価しております。また、債権が非上場企業や個人等に対するものである場合には、上場企業に比べて入手可能な情報に制限があるため、その債権の回収可能性の評価にあたっては重要な見積りが必要となります。これらの見積りにおいて用いた経済環境等の仮定の不確実性は高いため、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 顧客対応費用引当金 171,430千円

過去に顧客へサービスを提供した案件のうち、当該サービスに関する利益相反管理体制等に問題があったと懸念される特定案件について、該当する顧客との関係改善及び今後の当社グループの営業活動への影響や訴訟の進捗状況等を考慮して、解決金に相当する額を引当金として計上しております。

当該引当金の見積りに当たっては、当該契約により提供したサービスの対価として受領した金額と関連する費用等に加え、当社グループの支払いの意思決定やその金額の範囲、支払の合理性、交渉相手の意向、訴訟の進捗状況等、様々な要因を勘案して、計上金額を総合的に判断しております。

最終的な支払額は、今後の交渉や訴訟等による影響を受けるため、当該見積りには不確実性が含まれております。このため、翌連結会計年度において、顧客対応費用の見直しが必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 565,895千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 17,839,710 | —  | —  | 17,839,710 |

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 76,334株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 2025年6月17日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 177,633        | 10.00               | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月18日 |
| 2025年10月31日<br>取締役会  | 普通株式  | 230,923        | 13.00               | 2025年<br>9月30日 | 2025年<br>12月1日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 2026年6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金     | 266,450        | 15.00               | 2026年<br>3月31日 | 2026年<br>6月22日 |

(注)2026年6月19日開催の定時株主総会の議案として、上記の配当に関する事項を提案しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金及び長期売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式及び出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外注等に伴う外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、法人税等の未払金額であり、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金を用途としております。

敷金及び保証金は、主に本社事務所の賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額     |
|-----------|----------------|---------|--------|
| 投資有価証券    |                |         |        |
| 其他有価証券    | 121,346        | 121,346 | －      |
| 敷金及び保証金   | 321,999        | 319,263 | △2,735 |
| 長期売掛金     | 45,360         |         |        |
| 貸倒引当金（※4） | △45,360        |         |        |
|           | －              | －       | －      |
| 資産計       | 443,346        | 440,610 | △2,735 |

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上記「其他有価証券」には含めておりません。  
市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 90         |

(※3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分                       | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------------------|------------|
| 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 | 18,734     |

(※4) 長期売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価      |       |       |         |
|---------|---------|-------|-------|---------|
|         | レベル 1   | レベル 2 | レベル 3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |       |       |         |
| その他有価証券 |         |       |       |         |
| 株式      | 121,346 | —     | —     | 121,346 |
| 資産計     | 121,346 | —     | —     | 121,346 |

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価    |       |         |         |
|---------|-------|-------|---------|---------|
|         | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3   | 合計      |
| 敷金及び保証金 | —     | —     | 319,263 | 319,263 |
| 長期売掛金   | —     | —     | —       | —       |
| 資産計     | —     | —     | 319,263 | 319,263 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

合理的に見積った敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、入手可能な市場利率で割り引いた現在価値により算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

#### 長期売掛金

長期売掛金は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

### **(1 株当たり情報に関する注記)**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 344円65銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 50円59銭  |

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                                                 | IR・SR<br>コンサルティング | ディスクロージャー<br>コンサルティング | データベース・<br>その他 | 合計        |
|-------------------------------------------------|-------------------|-----------------------|----------------|-----------|
| (一定の期間にわたって認識<br>される収益)<br>短期間で移転される財又は<br>サービス | 2,669,107         | 54,523                | 19,553         | 2,743,184 |
| 一定の期間にわたり移転<br>される財又はサービス                       | 3,195,392         | 136,691               | 66,663         | 3,398,747 |
| 顧客との契約から生じる収益                                   | 5,864,500         | 191,214               | 86,217         | 6,141,932 |
| その他の収益                                          | —                 | —                     | —              | —         |
| 外部顧客への売上高                                       | 5,864,500         | 191,214               | 86,217         | 6,141,932 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)「3. 会計方針に関する事項  
の (5) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、充足した履行義務に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に顧客との契約時に受領したものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高は、それぞれ、572,534千円、20,609千円及び55,507千円であります。当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債に含まれていた金額は55,507千円であります。当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

#### 4. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、4,714千円 であります。当該履行義務は主に投資家・株主対応業務に係る契約金額であり、期末日後概ね1年以内の履行義務が充足されるサービス提供時点に収益として認識されると見込んでおります。なお、当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想契約期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めておりません。

また、当社グループは、会計基準第51項の変動対価の額の見積りの定めに従って、成功報酬の額を見積もっており、成功条件達成前には取引価格に含めていないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めておりません。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物附属設備 | 8年～15年 |
|--------|--------|

|       |    |
|-------|----|
| 車両運搬具 | 3年 |
|-------|----|

|           |        |
|-----------|--------|
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年 |
|-----------|--------|

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### 4. 収益および費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの経営指導料および受取配当金であります。経営指導料については、子会社に対して契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約に基づく役務提供期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### 5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 関係会社株式 2,037,164千円

関係会社株式については、市場価格のない株式等であり、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。

この回復可能性の判定は将来事業計画を基礎として実施しております。当該事業計画には、将来の受注見込、案件規模及び計上時期、並びに将来費用の見込の仮定が含まれております。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度の関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度において、当社連結子会社である株式会社JOIBの株式に対して関係会社株式評価損99,999千円を計上しております。

#### 2. 関係会社長期貸付金 300,000千円

関係会社貸付金については、財政状態及び事業計画等により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

この回収可能性の判定は将来事業計画を基礎として実施しております。当該事業計画には、将来の受注見込、案件規模及び計上時期、並びに将来費用の見込の仮定が含まれております。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度の関係会社長期貸付金の評価に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度において、当社連結子会社である株式会社JOIBへの関係会社長期貸付金に対して貸倒引当金繰入額262,000千円を計上しております。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

|        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 65,854 千円  |
| 長期金銭債権 | 300,000 千円 |
| 短期金銭債務 | 22,473 千円  |

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 122,064千円 |
|----------------|-----------|

**(損益計算書に関する注記)**

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

|                |             |
|----------------|-------------|
| 営業収益           | 1,465,659千円 |
| 営業費用           | 183,109千円   |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 3,270千円     |
| 貸倒引当金繰入額       | 262,000千円   |

2. 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、関係会社長期貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 76,334 株 |
|------|----------|

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |             |
|--------------|-------------|
| 繰延税金資産       |             |
| 貸倒引当金        | 94,556 千円   |
| 賞与引当金        | 721 千円      |
| 未払事業税        | 2,511 千円    |
| 長期未払金        | 470 千円      |
| 差入保証金償却      | 11,085 千円   |
| 関係会社株式評価損    | 31,518 千円   |
| その他          | 11,946 千円   |
| 繰延税金資産小計     | 152,811 千円  |
| 評価性引当額       | △143,599 千円 |
| 繰延税金資産合計     | 9,212 千円    |
| 繰延税金負債       |             |
| その他有価証券評価差額金 | △737 千円     |
| 繰延税金負債合計     | △737 千円     |
| 繰延税金資産純額     | 8,474 千円    |

### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称             | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係                                                         | 取引の内容            | 取引金額<br>(千円) | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | (株)アイ・アールジャパン          | 所有<br>直接 100%          | 受取配当金<br>経営指導<br>地代家賃の<br>受取<br>業務委託<br>出向者受入<br>地代家賃の<br>支払<br>経費の立替 | 受取配当金            | 881,367      | 未収入金          | —            |
|     |                        |                        |                                                                       | 経営指導料の受取 (注) 1   | 577,020      | 未収入金          | 52,893       |
|     |                        |                        |                                                                       | 地代家賃の受取 (注) 1    | 59,267       | 未収入金          | 5,432        |
|     |                        |                        |                                                                       | 業務委託料の支払 (注) 2   | 40,404       | 未払金           | 3,703        |
|     |                        |                        |                                                                       | 出向者人件費の支払い (注) 3 | 20,898       | 未払金           | 1,513        |
|     |                        |                        |                                                                       | 地代家賃の支払 (注) 1    | 2,378        | 未払金           | 218          |
|     |                        |                        |                                                                       | 経費の立替            | 3,098        | 未払金           | 425          |
|     |                        |                        |                                                                       | 経費の立替            | 20,633       | 未収入金          | 189          |
| 子会社 | (株)JOIB                | 所有<br>直接 100%          | 経営指導<br>地代家賃の<br>受取<br>資金の貸付<br>経費の立替                                 | 経営指導料の受取 (注) 1   | 7,272        | 未収入金          | 666          |
|     |                        |                        |                                                                       | 地代家賃の受取 (注) 1    | 59,267       | 未収入金          | 5,432        |
|     |                        |                        |                                                                       | 資金の貸付 (注) 4,5    | —            | 関係会社<br>長期貸付金 | 300,000      |
|     |                        |                        |                                                                       | 利息の受取 (注) 4      | 3,270        | 未収利息          | —            |
|     |                        |                        |                                                                       | 経費の立替            | 10,545       | 未収入金          | 316          |
| 子会社 | (株)ＩＲＪビジネスコンサルティングスタッフ | 所有<br>間接 100%          | 出向者受入<br>経費の立替                                                        | 出向者人件費の支払い (注) 3 | 3,849        | 未払金           | 277          |
|     |                        |                        |                                                                       | 経費の立替            | 6,936        | 未収入金          | 48           |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料及び地代家賃については、双方協議により合理的に決定しております。
2. 業務委託料については、業務の内容を勘案して決定しております。
3. 出向者人件費の支払額については、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。
4. 貸付金の利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
5. 関係会社長期貸付金の期末残高に対して全額貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒引当金繰入額262,000千円を計上しております。
6. 重要性の乏しい取引については、その記載を省略しております。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 235円11銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 34円03銭  |

#### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。